



従来大体十七年から三十年までの間に二十五件、応用研究の補助金を出してあります。工業化試験につきましては二十七年に一件、二十八年に二件、二十九年に二件、三十年度はございま

○田中(武)委員 先日來の質疑応答の中でははつきりしておるのであるが、この法律が実施せられると、若干の期間であると織維局長は言われておるが、やはり機械メーカーの方にいわゆる谷がくるであろう、こう考えられる。そ

業局長も言われました技術振興についての面からも、この法律が通ることによってそういう矛盾があるということから、一そなうのこの面の積極的な推進といいますか、予算の増額といふようなこともお考え願いたいと思います。それから設備の更新といふことになりますと、合理化といふような点からも高性能な機械を入れようとする思うのです。そうした場合に外国の高性能な機械を入れる、こういうことになりまして、いわゆる国産をもつて更新をせずに、外国製品で設備を更新するというような面はないでしょうか。この点はいかがでしょうか。

○小室政府委員 本法案で新增設の制限を考えておりますのは、紡績設備及び染色加工設備であります。が、ます紡績設備については、新鋭の設備を外国から入れるということは、ただいまはほとんど問題になつておりません。染色

加工設備の一部で現に輸入を実施しているものもありますが、問題は紡績設備の方に集中しておると思います。その点については、今言ったようなことから悪影響が起るということは私はないと思います。

○田中(武)委員 そう大した悪影響は起らないと思ってるということあります。が、国産品の紡績機械を奨励する、そして外国のそのような機械の輸入を制限していく、こういうことについては、どのようにお考えになつてゐるか。

○小笠政府委員 この織維機械類の輸入につきましては、現在外貨割当に際しまして、重工業局と十分打ち合せをしておりまして、国内でできるもの、また国内で買った方がいいもの、そういうものを外国から入れるということは實際上いたしておりません。

○田中(武)委員 私がお伺いしているのは、この法律によつて犠牲を受けれる、こういうところからなおこれを保護してやるといふ立場に立つて、まず、先ほどお伺いしたように、紡績機械の技術の向上ということに一つ重点を置いた施策をとつていただきたい。そして先ほど次官も言われたように、日本の紡績機械が外国へどんどん輸出できるように、それには高性能ないい機械が必要だと思います。そういうような点について積極的な政策をとつてもらいたい。なお逆に、外国からそれがなんですね。これらのことをついて、最終的にもう一度御答弁願いたいと思います。輸出についてどのような振興

策を考えておられるか。輸入の制限の問題について、今は御答弁がありましたが。技術のことは先ほどお伺いいたしましたが、機械の輸出の方面、そのことについて積極的な施策としてはどのようなことが考えられるか。

○鈴木(義)政府委員 輸出の振興策といたしましては、従来輸出会議に諮りまして、いろいろの方策を立てておられます。そこでやはり何と申しましてか一番重要なのは市場調査とアフター・サービスでござりますが、今年度は市場調査の一番具体的な計画を立てまして、市場調査に出かける準備もいたしておりますし、同時にまたアフターサービスも、適当な国を選びまして、それに対し業界でかかるべく視察を計画中でございます。これに対して、通産省といたしましては二千五百万円の補助金を予定して交付しよう、こういうふうなことがあります。さらにわれわれとしては、いろいろ安売りといふような問題も心配されますので、業界の輸出動向を整えてこれに対し対処しようと、こういうふうなことも考えております。さらにそのほか国内的に技術の向上をはかつて、大いにコストを安くして、これによって輸出を大いに奨励しよう、こういうことでござります。

く。そのためにはその間に作られておるところの紡績機械を政府が買い上げて、これを賠償物資に充てるといううようなことも一つの救済策かとも考えられます。が、かようなことについてははできませんが、それともどういうようなことをすればできるか、一つお伺いいたしたい。

〔鹿野委員長代理退席、委員長着席〕

○鈴木(義)政府委員 紡績あるいはその他の織維機械につきまして、賠償方面にわれわれとして大いに今後期待いたしたいと思つております。また経済協力の関係で、ビルマ等にも紡績機械等の需要が出ております。しかしこれをどういうふうにやるかということも問題でござりますけれども、賠償関係で大体の方式がビルマの場合も、また今度のフィリピンの場合にもたしかそうだと思ひますが、業界に直接向らうの政府が交渉することになつておりますし、政府は介入しないで、ただ支払いだけをするわけでござりますので、その点なかなか問題があるのじやないか、こうう感じがいたします。それからもう一つは、これらの機械は注文生産でございますから、相手方の所要とする設計なり要望によつて作らなければならぬので、それを見越してあらかじめ作つておくことが果していかどうかというような問題、それからあなたがた、国が買い上げるとなりますと、予算の問題等もございますので、これらについては今後十分研究いたしたいと思いますけれども、なかなかむずかしい問題があるのでござりますので、こういう感じがいたします。

○田中(武)委員 賠償物資に筋織機械を充ててはどうかという問題について、研究もしたいと思うが、結果的には、予算等の関係もあって、むずかしいんじやないか、こういうような御答弁がなす。先日来われわれが申し上げているように、一つの産業の合理化のためには、これに関連する産業を犠牲にすることになる。そういうような関連産業の犠牲の上に一つの産業が合理化せられ、発展していくということは望ましくない。従つて、先日も大臣お見えのときに、まことに子扱い等々の話も出たわけです。予算の問題あるいは技術の問題等、あるいは今はおっしゃったような直接性であるとか、あるいは補償の問題等、いろいろと思うのですが、こういうふうな関連から、この法律によって犠牲を受けることが、たとへ少い期間にもせよ、はつきりしているところの筋織機械については、特に研究をしていただきたい。このように考へるわけですが、いかがでしよう。

○田中(武)委員 できるだけ対策を考えたい、かように考えてだけ対策を考えたい、かのように考へておられます。そこで、今これ以上具体的なことを伺うとするのもどうかと思いますが、私といたしましてはそのように犠牲を受けたいうことがはつきりしておる。それだけにその間の技術の振興の問題、それからその間仕事がとまるであろうということが予想せられますので、それをたまたま今問題になつておる賠償の引当物資としてこの急場をしのいでいこうということ、それが先ほど言われておる紡績機械の海外輸出の問題と関連しておると思いますので、ぜひ強力な措置をお考え願いたいと思う。それから先日私質問いたしましたときには、この法律と並行して、犠牲を受けるであろう紡績機械産業に対し特別な保護立法、育成立法等は考え方でない、こういうことでありましたが、それ以来いろいろとの委員会の質問を通じて、この法律実施の際、その後の織維機械メーカーに及ぼす影響等もつきりしてきたと思います。もし先日來何らか考えが交られて、何とか法的な措置が必要とあればする、してよいというお考えを持つておられるか。また今はないとしても、もしこの法律が実施せられた時、われわれが心配しておるようなことが不幸にして起きた場合、直ちに救済のできるような措置としての立法等もお考えになる用意があるかどうか、重ねてお伺いいたします。

○鈴木(義)政府委員 この問題はこの前通産大臣からお答えしたと思いますが、われわれもいたしましては、現在纖維機械メーカーに対する対策としては、何をおいてもやはり需要を維持するということが大事だという観点から見ますと、先ほど来申し上げておりますことを繰り返すわけになりますが、何としても設備の維持、更新をするということを積極的にやる。それから輸出について大いに手を伸ばす、さようなことになると思います。従いまして内容としては法律をもって規定するような事項にならないで、やはり行政的に強力に措置していくことになるのではないか、かように考えております。

それから別の問題といたしまして、将来纖維機械産業を合理化するという事態になりますれば、あるいは需要がふえれば、国内の方も纖維産業はよくなっていく。それによつて纖維機械の需要もふえていく。そしてさらに纖維機械産業に競争力を付与するというようならため、纖維機械産業自身の設備の更新あるいは合理化をやる事が参りますれば、これは別に今提案しておられます機械工業の振興法案の中で取り上げて措置できる、かように考えております。従つてこの法案に関連する問題としては、先ほど申し上げました設備の更新と輸出の振興にできるだけ努力していきたい、かように考えておる次第であります。

○田中(武)委員 同じような答弁なり質問を繰り返しておることになると思ひますが、それだけ重要なから言つておるので。纖維産業と纖維機械メーカーとは多くの因果関係があつて、纖

維産業が発達しない限り需要もないかないから、機械メーカーの方もよくならない。だから一方をよくして一方がその流れをくんでよくなる、こういうことは当然のことだと思うのです。しかし先日来論議せられておるところは、法律をもつて織維産業は保護する、しかしそれによつて影響を受けるところまでお流れをちょっとだいするといふか、おこぼれをもらうということしか考えられない。もう一つ何かびんとこない。何といいますか、種類的でないといふことで、われわれはこの法律実施後に起る紡績機械メーカー関係、下請労働者に及ぼす影響を憂感しているわけなんです。そこで何か直接やる、こういうことを必要とするのではないか。そこでそのような、たとえば紡績機械の振興助成法とか何とかいうことが考えられないか、こういうことを言つているわけです。たまたま大臣がお見えになりましたから、もう一度そういうことについてお伺いいたしたい。間接的救済でなく直接救済が考えられないか、こういうことです。

お見えにならない前から質問しておるわけですが、たとえば、この法律実施によって機械メーカーで大きな打撃を受ける、こういうことは大臣もお認めです。そうすると、その間受注が減ります。また織維局長は、ある期間ではあるが大きな谷ができるといふことは認めておられるわけですね。そうすると、その間受注が減ります。それはしばらくおくとしても、その間に生産をやらないといふことによって日本の持つ紡績機械技術といいますか、これがストップするとうか後退するという結果になるが、この技術の向上振興ということ、それから紡績機械の輸出の問題、逆に紡績機械が外国から入ってきて、それによって日本の紡績機械メーカーは困るのはいかないか、こういうような三つを先ほどからお聞きたい。これからもう一度お考へを承わりたい。

○石橋国務大臣 先日来申し上げておりますように、今御指摘のような心配は、これはわれわれとしても起したら大へんなのです。紡績機械の技術上の衰退といふようなことは絶対に起させたくない処置を施すつもりであります。しかし機械産業全体としては別に法案も——完全なものとは申しませんけれども、本年とにかく一応機械産業そのものの振興についての法案は別に御審議願ったわけであります。こういうことはございまして、紡績機械だけを取り上げて出してどうということにするか、何々

機械を取り出してどうぞ、どうぞとにかく機械も取り出しますが、今のところは紡績業者だけ取り出してください。お話をのような特別な法律的措置をするということはないがな物かと思ひます。それがなぜこの法律には結びつけられたわけあります。

○田中(武)委員 大臣もっと色々の答弁はできないですか。これじゃやじことばかりやつておると思うのではなく、機械工業の臨時措置法は前から提出になつておることはわかつておりました。これは一般機械の問題、しかも機械の部品の問題である。大臣は紡績業者だけじゃなく一般的機械として考ると言われるが、一般的行政としては、どうだと思うのです。しかしながら審議せられておるこの織維設備の制限の問題は、直接関係があるから申し上げておるわけです。機械全般の問題を上げておるわけです。機械工業臨時措置法によつて直接影響を受ける、犠牲を受けるということは、かゝつておる。だからこれには特別な必要じゃないかこう申し上げておるのである。だからこの法律のうちは、それをなすところの救済といいますか、保護の立法は考えられないか、考えられということを言つておるわけです。どうでしよう。大臣は先ほどからそんなことがあつたら大へんだ、こうおしゃつておりますが、そういうことを起ることがはつきりしておるし、まことに各国の体験からもそういうことが現れておるので申し上げておるわけですね。それじゃ、この間もちょっと申上げかけたのですが、もしこの法律を実施の結果、この機械メーカーの関係をもつて倒産、破産するものが現われたとおいて倒産、破産するものが現われ

る、あるいは多くの労働者が首を切らされて、その結果大きな労働争議が起きた場合には、全部大臣は責任をもつて解決する自信がありますか。

○石橋國務大臣

全般的に申しまして、この間も申し上げたように、そう

いうことが起ることは政府の責任であ

りますから、もちろん責任をもつて解決

する覚悟を持っておりますが、この法

案に特に結びつけてお話をのような法律

を作る必要は、実際問題としてないん

じやないか、これはそうでなくてもや

れるのではないか、かように確信する

わけあります。

○田中(武)委員

われわれはそれに、こういう犠牲があるだらうと申し上げ、大臣はそういうことはなからうと思ふと言われる、これではいつまでもたつても水かけ論だと思ふます。しかしそれでは具体的に起つた場合、はつきりと大臣としては善処していた

ことです。それでありながら、その必要は

だきたい。首切りが現われるであろう

ということは、はつきりしているわけ

です。それを何とかうまく調整し

ていいという手は考へられないか、こ

う申し上げているわけであります。

従つて、こういうように不安定である

通産大臣としては、もうちょっと答弁

の仕方があるのでないでしょうか。

○石橋國務大臣

どうも同じことを繰り返すので相済みませんが、この間も申し上げますように、現在の紡績方面の機械は非常に繁榮をしておる、これ

は御承知の通りの特殊事情によつて起つておるわけであります。これをこ

のまま続けるといふことは、なかなか保証し切れないのでないか。日本の織維産業全体の上から見て、どれだけの

機械が日本に維持されなければならぬ

いかといふことは、おのずからノーマ

ルな状態があらうと思ひます。その程

度においては、政府としてはどんなことをしても維持をしなければならない。そこで、残念ながら法律の形には、あるいは何らかの補償をしていく

必要があります。

○田中(武)委員

同じようなことばかりであります。せっかくでありますから、方法はな

いのであります。

なくなるであろうと考えられる期間、政府がそれらの機械を買ひ取つていふ。そこで、残念ながら法律の形には、あるいは何らかの補償をしていく

つかないと考へております。しかし

これは向うの受け取る方の側の要求に

あります。しかしこれはむろ

んお話申し上げるまでもないことであ

ります。先ほどから繰り返して言うよ

うに、日本の織維機械産業の維持とい

うことについては万全の措置を講じな

ければならぬ、それだけのことはいた

つもりであります。

○田中(武)委員

言葉じりを拾うわけではありませんが、それは万全の措置を講じて、受ける犠牲ができるだけ

ではありませんが、それで万全の措

置を講じて、受け取る犠牲ができるだけ

ではありませんが、それが何回も同じよう

やうにやつていく、こういう御答

えをはつきり承わつた、このように了

解いたしてよろしいのですか。われわ

れが何回も同じよう質問を繰り返

し、この法案審議に対し一番心配し

ており、かつまた不満に思つた点は、一

つの産業の合理化、これの振興のため

に、その関連の産業を犠牲にする、そ

れが行政的に望ましくない。従つてこ

れによつて受け取るところの犠牲に対

して、政府の方ではつきりとした対策を

立ててもらいたい、こういう問題につ

いて、またそのことによつて起つてあ

るうと予想せられる労働問題等につい

ても善処してもらいたい、こういふこ

とを何回も申し上げておるわけであり

ます。その点についてはつきりしたわ

けであります。だからこういうこと

を申し上げておるわけですが、あれわれの見通しがない限り、本法案に

対して依然として審議がはかられない

わけであります。だからこういうこと

を申し上げておるわけですが、あれわれの見通しがない限り、本法案に

対して依然として審議がはかられない

が、あらゆる手段を講じて、受け取る

政府がそれらの機械を買ひ取つてい

く、あるいは何らかの補償をしていつ

る。さてそういう大きな法律が、委員

会があつたものと了解いたしまして、

私の質問を終ります。

○神田 委員長 次は加藤清二君。

ただいま本委員会に

上程されております織維設備の制限

に関する法律は、私の日からもつてす

れば、今国会に上程されております

法律の中で、及ぼす経済的な影響をな

がめて見ますと、この法律が一番最

右翼である、こう思われるでござい

ます。すなわち御承知の通り、織維の

仕事は、その材料だけでも外貨の三分

の一を賣しております。また輸出で獲

得いたしますところの二十余億の外

貨のうち、約三分の一は織維でござい

ます。しかもこの織維産業といふのは

ますと、この法律は日本経済に及ぼ

す影響が非常に大きいのでございま

す。しかもこの織維産業といふのは

であります。この法律は日本経済に及ぼ

す影響が非常に大きいのでございま

す。しかもこの織維産業といふのは

私は今から要点をかいつまんで質問をいたしますので、これの関係責任者は、一つぜひ要点をそのものばかりとお答え願いたいのです。的をはずして、とんでもない方向にいかれますと、私はやむなくこの法律と心中をしなければならぬと考えておるのでござります。そこで、機械産業の犠牲につきましては、いろいろ御質問がありましたので、なるべく今までの質問になかった点だけを拾つて御質問いたします。

第一点は、この法律によって機場部門がどのような影響を受けるかといふことだございますが、御承知の通り設備を登録して余った分は政府が買い上げるということになつておるようですが、さうですが、この買上資金は一億二千万と聞いておりますけれども、この一億二千万はちつとも動きませんか、動くものでござりますか。

○小室政府委員 本年度においては一億二千万円、まず動かぬと思います。

○加藤(清)委員 大体一台幾らで買い上げるつもりでござりますか。

○小室政府委員 時価によつて買い上げるつもりでござります。

○加藤(清)委員 時価とは一体何をさすのでござりますか。

○小室政府委員 老朽機械の時価でござります。

○加藤(清)委員 時価と申しましても段々がございますが、これはスクレップの値段でお買いになるのでございますか、使える機械としてお買いになるのでござりますか。

○小室政府委員 審議会の意見をよく聞きまして、さらに当該業界の関係者の意見も十分徹した上で求めたいと思ひます。

○ 加藤(清) 委員 平均幾らになりますか。

○ 小室政府委員 非常に古いものもありますし、比較的新しいものもありますので、平均幾らということの計算は、今日なかなかむずかしいのでござります。

○ 加藤(清) 委員 平均幾らかわからなかつたら、台数は一体どの程度でござりますか。

○ 小室政府委員 大体一万二千台程度を綿糸布、絹、人絹を通じて買上げさせるよういたしたい、こう思つております。

して、最低二万七千円ですよ。しかもこれに砲金が加わりますと、四万円余になりますよ。だれが一万円で売るのです、冗談じやないです。くず屋に売った方が早いですよ。何で政府に頼んで、そんなに安く買ってもらわなければならぬのですか。冗談も休み休み言つてもらわなければいけぬ。私の言つた通りになるから、見てごらんなさい。二十九条のときにも、私の言つた通りになつた。ですから、みえや醉狂で言つたのぢやないのだ。よろしくうございますか。

さて、それでは承りたいのですが、それはあなたが行政措置ないしは組合の自主性によって、一万二千台にちゃんと切ればできますよ。そういう操作をやりますが、やりませんか。

○小室政府委員 法律の施行もだいぶおくれておりますし、いろいろな準備にも時間を要しますので、実際運用できるのは半年くらいがせいいかとも思います。そろ、ふうに考えてみると、一万一千台を一億二千万円で——別に一台一万台で買ひ上げるとは申ません。政府が一台当たり平均して一円程度のものを、事務費まで含めて助成いたしたい、こういうことを言っておるのでありますから、大体いいのではないかと思つております。

○加藤(清)委員 それならば話がわからん。そうすると助成でござりますか、かりにスクラップにして三万円のものを一万円の助成をするということになりますと、これは組合が自主的にやる場合に、組合が二万円ないしは二万五千円というものを支弁しなければならぬことになりますよ。その財源はどこからとられますか。

○小翌政府委員 むろんスクラップで充つて、スクラップの代金、それに今助成の金、そのほか業界の共同負担のお金が加わって、そうして適当な価格でもつて買ひ上げる……。

○加藤(清)委員 共同負担の金でござりまするが、その金をどういうように徴収されようとしていらっしゃいますか。

○小翌政府委員 これはなかなか大事な点でございまますから、審議会等において、十分各界の意見も承わった上でやりたいと思ひますけれども、しかし確実にそのお金がとれる方法でなければなりませんから、そういう方法で考へるわけであります。

○加藤(清)委員 確実にとれるといふ具体案をここで示してもらわぬと、もう法律が実行されてしまうのであります。本年実施の法律ならばゆつくりかまえていいが、あした法律が通るのです。ここで具体的にはつきりと出してもよい下さい。

○小翌政府委員 せつかくの審議会でございまするから、十分そういう大事な問題を審議会で審議していくだくつもりでござりますけれども、私どもの今の考え方としては、これは生産数量に応じて、検査の機会その他においてとつたら一番適切じやなかろうが、こういう感じであります。

○加藤(清)委員 そうすると、検査手数料と同じようにとるというわけであります、大体の目算でござりますが、どのくらい——たとえばヤールについてどれだけとか、一反についてどれだけとか、単位に対する賦課金といふものの考え方があるでしようが、それはどういう単位にどういう金がかかれるのでございましょうか。

○小室政府委員 生産したものをお検査いたします際に、ヤール当り幾らとう検査手数料が現在ござりますけれども、それに対して幾らかよけい払つてもらおうという形になると思ひます。これはしかしながらどういう機械をどの程度の額で買い上げるかという大体のめどがつきました上で、できるだけ世界の共同負担が少くて済めばよろしい、そういう感じも持つております。

○加藤(清)委員 羽毛の織機はどんなに舌しても三万円以上になりますが、新しいのはスクラップの問題ですから、問題じゃない、目方の問題になつてしまふ。それを別に使うといえば、これは機械の能力とか何かが加算されますが、それでも、これは封緘して捨ててしまふのですから、スクラップの値段です。スクラップにしてもなお三万円、そしたら、いたしまして大臣、これは大臣に聞かぬといけない。一万円を政府が出す、あと二万円は自己負担でやる、こういふ勘定が出てくる。その自己負担の場合、今単位からとるとおっしゃいましたが、大体想像して、綿だつたまつた小幅物一反、毛だつたら五十六インチ幅物で一メートルというのが基準でございますが、これがないしは五十メートル巻のもの一本という単位にして幾ら、こういうことになると想ひます。が、それを大体ここで発表してあらうたい。それでないと、これは事実実行しないに終なればならないのですかね。それが今まで織維局長の各地区における発表会とか説明会にもはつきりしておられるわけですね。だからこれをはつきりして下さい。



とは別として、今修正案の中に追い討ちをかけて、出せないからアウトサイダーになつて逃げる、アウトサイダーになつてもなお取れるようにしようじやないか、こういう修正案が各方面から要望として出ている。私は金がなければ万やむを得ぬと思う。しかしその前に、そんな病人に追い打ちをかけて生血をじぼるようなことをやる前に、政府は一億二千万を出すだけの愛情はないのかというのだ。そんな金は幾らもあるはずじやないか。防衛省の中古エンジンを見てごらんなさい。とんでもない話なんだ。ああいうところへはどんどんふんだんに、こと一年で使えないほどよけいにやつておきながら、こういうところでは病人の生血を追い打ちをかけてじぼるといふような、そんばかなやり方がありますか。大臣、あなたはほんとうに業界を指導、育成したい、悲観的に見ていないというならば、それをやってみたらどうです。やる勇気はありませんか。

○石橋国務大臣 今度の一億二千万円はとにかく初年度の歳出として出します。

○加藤(清)委員 ありがとうございます。これだけいいです。

○石橋国務大臣 日本の織維産業の立ち直りのために、必要であればもちろん

○加藤(清)委員 それじゃ一つ頼みとあればです。

○加藤(清)委員 それではどうしてくれたか。さあ、

す。外国と事織維に關して約束ができるなら、これと約束ができぬはずはないが、一体数量はどの程度、金額はどの程度いただけるでしょうか。

○石橋国務大臣 私は外国とそういう予算に關係する約束が今政府として進んでいます。それは反したことは知りません。だから織維産業の整備についての予算是、これはさつき申しますように初年度をやってみて、その実績を見ましてその上で決定しなければなりません。そこで今幾ら幾らということは申し上げかねます。

○加藤(清)委員 業界は通商局に対しては、あるいは通産省に対してはお偉い方だと思うておるだけの話なんですが、大臣がかわりに言いませんか。大臣、ほんとうにやる気があるのです。僕みたいなばかでないとほんとうのことをよう言わないのです。来れば手を借り合わせておるだけの話なんですが、そこで私がかわりに言いませんか。あなたが来年は別途考慮するということは、一億二千万にプラス・アルファをするといふことか、一億二千万でおしまいということか、そこをはっきりしてもらいたい。やる気があるなら、数字が言えなかつたらプラス・アルファをつけるかつけないか、これだけいいです。

○石橋国務大臣 おお、大蔵省はわざわざお返ししてもらえない。大蔵省は来ており返してもらえない。大蔵省は來ておらず、大蔵省はわざわざ中小企業が税金を滞納するといふと、日歩六錢から四錢で追い打ちをかけて、金利までとお約束なさつていらっしゃいます。事織維に関

るなら、これが二十三億じゃない、三十三億だ。

○石橋国務大臣 こまかいことはまた

必要に応じて事務当局から申し上げますか、手続の上で非常にめんど

うがありまして、そこで何か四、五年まで遅延しているわけあります。

○加藤(清)委員 中小企業は一月一月の手形で倒れていくのですよ、五年も六年を待りますか、こっちが出した金

ですよ。三十三億です。あとから調査の結果出てきた。こいつはとんでもない話なんだ。今から考えてやるといふが、一体いつの日にやつてくれますか。これくらいは日にちを言えるでしょ。大蔵省おりますか。大蔵省、答弁してくれませんか。金利は幾らつけたらしい。トイチくらいの金利をつけてくれるのか。大蔵省答弁してくれないといつかれ。——大蔵省はだめじやないか。最後の最終仕上げをやるといふのに何をやつておる。では先へいきますが、こういう状態

ついてはもうあと一点だけやめます。お話をのように何らかの解決を早期にするような話し合ひをいたします。

○加藤(清)委員 それではこの問題についてもああと一点だけやめます

が、さきに日英会談から生ずるところの毛製品貿付について、この外貨割当について通産省はビンはねをしてい

ます。去年は輸出振興に使うといふことですが、話に聞くといふと、せつかり

だつたが、I.M.F.その他からがちやがちや言われて、ことしはその借金の穴埋めにするということを係官は言っています。

おる。またことしもいわゆるあの二百五十五万ボンドの一部は取られているの

ですが、話に聞くといふと、せつかり

こうやつて集めた金がそこへ戻らぬでよそへいつてしまらしく。どこへ

いつてしまつたかということを私は知つてゐる。一覽表を持つてゐる。こ

こでうそを言い——初めからやると

きにうそを言うつもりじやなかつたろ  
うが、結果としてうそがあちらでもこ  
ちらでも出来てきている。そこでこ  
のたびこの法律がうそになつちや困  
ると思うのだ。そこでこの問題は早急  
にやつてもらいたい。何もこれは社会  
党が言うておると思つてくれたら困り  
ますよ。業界の一様なる切なる希望で  
ござりますから、これは何党かに党的  
問題じやございません。これは何だつ  
たら阿左美さんからもこの件について  
意見が承わりたいといふところです  
が、もう一致した意見なんですから、  
これは一つぜひ大臣の良識によつて、  
大臣の命のあるうちに一つ目鼻をつけ  
ていただきたい。そこでどうです。罪  
滅ぼしを一つやっていただけません  
か。それは、こういうことで無理やり  
に赤紙張られたり、青紙張られたりし  
て機械まで税務署の方に持つていかれ  
ちゃつたんですよ。そうやって出した  
金が、返してもらへべきものが返して  
もらへない。そこで機場の機械ととい  
ものは陳腐化しちゃつているんだか  
ら、この陳腐化に対し、税金を三十  
三億も取り上げている罪滅ぼしに、企  
業合理化促進法の業種指定なり、租税  
特別措置法をこれに与えて、せめても  
の大臣の情心を具体化するということ  
を一つやってもらいたいと思います  
が、それはできませんか。

う犠牲を救う何ものもない」と答弁でおっしゃった。考  
えが、まだ具体策がない、それらのむとおっしゃいましたわ  
の委員会で。だから私は今自分で考えておるわけなんです。そ  
れもいたい。大臣はそれをする情心があるかないか、こ  
とを聞いておるわけです。

○石橋国務大臣 ちょっとそこ  
というのを、失礼ですけれども、聞いてみた  
一べん伺わしていただきたい。  
りしませんでしたから……。

○加藤(清)委員 急げ急げと  
だから、簡単に言いましたが、  
陳腐化しているのですよ。機  
の程度を調べてみますと、御  
ざいましょうが、耐用年数は  
について二十三年、半木製  
機場は大体十五年、こういふ  
なつておるわけでござります  
が税金やら金利やらに追われ  
るの製品安で、耐用年数は著  
ども、なかなか設備の更新が  
といふのが現状なんです。そ  
いまの機械を見ますと、古て  
がずっとあるわけございま  
いのものでも終戦後ガチャ万ヨ  
に作つたのだからガチャガチャ  
がある。まあ言ふと、自動車  
べてもらうと一番よくわかる  
できた自動車を思い浮べてい  
いいのです。自動車の世界は  
歳々——五十年製なんと言つ  
は古じや、こういうことにな  
が、機械の方は一九五六年にも

それから陳腐化した織機の更改、取りかえといふことは、これはこの間からも申し上げた通り、あらゆる方法を講じてこれを促進したいと熱願しておりますから、必ずその方法を講ずるつもりであります。

○加藤清委員 大蔵省が来ておるそうちでございますから、一つさつきの三十三億の貸しを返してもらひえるかも知れないかを頼みます。

○白石説明員 お答えいたします。織物消費税の廢止の際におきます三十三億円程度の数字につきましては、私今ここにはつきりしたことを承知していないわけでござりますが、三十億円程度の問題につきましては、当時におきましたいろいろ検討の結果、一応解決した問題だと考えておるわけでござります。なおその間におきました後いろいろの問題が陳情せられておりましたことは承知いたしておるわけでございますが、何しろ金額におきましても相当多額の問題でありますし、今直ちにこれをどうするというところにまでは至っていないものと私承知している次第でございます。

次に耐用年数の問題といたしまして、織維関係の機械につきまして耐用年数を至急短縮せよといふ問題でございますが、これにつきましては通常当局からもいろいろお話し合いを受けておりますので、それにつきまして慎重目下検討中でございます。

○加藤清委員 もうあなた、この法律が通つてしまふといふのに、今どう局下慎重検討中と言われちやこれは話にも何もならぬわけなんだね。

それから今の三十三億の問題ですね。二十三億プラス十億の問題、これはきのうもお出しめた問題と違うですよ。何せ金額が大きいから、とんでもない話なんだ。一兆億予算からいったら一体九牛の一毛だと言いたいけれども、もつとそれより少い額なんだ。問題は、ないないと言るのは予算がないのじゃなくして、このことを実行するところの意思がないのか、それを取り上げられて困つておる中小企業に対する愛情がないのか、いずれかなんだ。冗談じゃないですよ。しかしそういうことを主税局の白石さんに言うてみたって始まらぬことだ、これは大臣に言わなければならぬことだ。あなたこそえらいいつらの皮なんで、氣の毒だと思うのです。あなたが悪いのじゃないのでですが、事務当局としてもこれについて促進方を要望すると同時に、大臣、この問題は、あしたこの法律が上るというならやむを得ませんが、一つせひやれる場所、すなわち參議院の方において審議になります折にある程度の御回答を願いたい、こう思うわけでございます。それはやる氣があつたらやれるのです、けつこうやれる。もうあんた、防衛廳の入札のいざこざから出てくるところの妙ちくりんな金といふものは、二十三億どころの騒ぎじやないのですよ。片やぶんだんに国民の血税を使いながら、国民の血税をしぶり上げておいて、余分に取り上げておいてからに、それを返すことができないとは、一体どこの国のお政府でござりますか。

うことを言うておるようでござりますが、大臣は一体どうされようとしていらっしゃるやうののか、この点を一つお答え願いたいのでございます。なぜこんなことを言ひかといふと、ここだけはちよと詳しく申し上げますが、それは今日米値が非常に高くなつてきております。毛も綿も絹もみんな米高でござります。しかし状況は米安の材料ばかりです。なぜ米安の材料がふんだんにあるときに米高になつたか、現物も三品も先物もそくなつてきたかと調べてみますと、これはこの設備の限制をする法律の問題と、一つには外貨の割当がどちらに動くかということに歸着すると思うんです。もつともほかの材料をあげろと言つたら、時間をかけていいのだとしたら幾らでも材料をあけますよ。しかし時間がないから簡単にしゃって言ひとそこに落ちついてくる。つまり大臣がこれをどちらに持つていいかということによって、大きな影響がくるわけなんです。そこで私の考え方としては、この際犠牲になる機械産業が何ら直接觸らなければ、せめて潤う産業がよりよくなつて、それから機械屋に流れいくように、外貨の割当制度を考究する、つまり紡機や機械の、材料を食う能率に従つて外貨を与える、これがほんとうの設備割当だと思う。今まで、病人であろうと、老人であろうと、血氣盛んの人でありますと、同じように米の配給が行われておつたと同じことなのです。それを働きに応じて外貨を与えたいのがでござりますが、こういうことですか、それでござりますが、これは理論も通つておると思うのですよ。大臣いかがですか。

○石橋国務大臣 これは御承知のよう  
に外貨割当ということそれ自身がもう  
いろいろめんどうのあることで、弊害  
もあることでござりますから、できる  
だけ早く外貨割当というようなことは  
やめたがいいと思います。しかしこれ  
も今の日本の現状ではすぐにやめるわ  
けにはいきません。ところがこの設備  
割当とか能率割当とかいうこれもまた  
非常に、今まで紡績業にそれがあると  
いうよりは、他の面に於いてもすいぶ  
ん問題がありましたので、なるべくで  
きるだけ早く為替の点も自由化の方向  
に向わせるのがよろしい、こういう建  
前から、設備割当というよりはむしろ  
商社割当が適当である、かように考え  
ております。しかし紡績等については  
いきなりそつもいきませんので、御承  
知のように一応設備の能率とそれから  
それを見合って、内示書といいますか  
注文書といいますか、実際にこれを使  
用する人の注文に応じて外貨の割当を  
する。これは割当は商社にする、こう  
いう方針をとつておるわけでございま  
す。

るなら、何とかその欠陥を早く直してもらいたいということは、かねがね私は中京地区的諸君には申しております。商社割当——商社割当という言葉は正確でないようあります。とにかくいわゆる商者割当いたしたい、かように考えております。

○加藤(清)委員 繊維産業界を紹介、機場、最終仕上げ、それから機械部門、こう分けてみまして、機場の部門でも聞きたいことはたくさんあります。が、私は今話を紡績部門に向けています。そこで一つ外貨の割当のことだけはよく御考慮願いたいが、大臣はこれをもし実行するならば公聽会を行なつてから実施に移す、こういう確約をこの間本委員会でされたわけですね。そこでその公聽会は、七月から行われるなら一体いつ実施されるのでござりますか。

○石橋国務大臣 公聽会云々ということは私ちょっと記憶がありません。聞いてみましたが、聞いた者もないようです。それはとにかくして、七月一日からできればいわゆる商社割当といふものに移行したい、かよううに考えております。

○加藤(清)委員 私はここへ記録を持つてきませんが、あなたはちゃんとやると言つた。そんなことは記録を見ればわかる。私の発言の中にちゃんと入っているのだ。こら、いろいろ事情があるから、それを勘案して実ておる。七月一日から実施するかしないか、こういうことについてあなたは、そらやりたいと思うが、いろいろの事情があるから、それを勘案して実

のいろいろの事情をよく聞いてもらつて、施するものならすると、こう言う。そしために、あなたは直接その声を聞く氣はないかと言つたら、聞く氣はあるといふ。それじゃあ一つ公聴会をやつて下さい、私がそう言つたら、それもよい方法だ、だから研究して実行に移すと、こう言われた。何だつたら古説文を持ってきますよ。何も私はうそを言いませんよ。だれも聞いた者がなさい——冗談じゃない、そういうでたら古説文を言う。だから信用が置けなくなつてくるというのだ。私がそんなことどうぞ言えるものですか、そうでしょうね。だから私はきょうは、あのときにそんなりつやるかと聞きたかったけれども、まだ研究していないだろ、もう今となつたら研究も済んでおるだろ、うから、一体いつ行われれるだらうかと、こう聞いておるわけです。私たちには何も無理のない話で、ちゃんと時間的に閑話を置いて聞いておる。今になつてから、あなたの知らぬなんて、そんばかな——じゃ、今でもいいです、それを実施するに当つて、直接関係業界の意見を聞く気はないのですか。

て、そして手続上商社に為替を割り当てるということありますから、実質的なないよなことにはなっておるのであります。だが、まあ一步でも自由為替の方へ近づけたいということありますから、その場合においてむろん無理なことをして、今までやつておった制度をすぐに七月一日からすっかり変えなくやらならないというほどに強くも考えておらぬのです。しかしできればそれをやりたい、かようなことがあります。公聴会を開くというようなことは今考えておりません。公聴会となればそれをおやつですかから考えておりませんが、当事者の意見を聞くことなどなかながやつかいですから考えておりませんが、これまで聞いておりましたが、これからも聞いております。

よくとるといふことが正確に行われれば別に設備の制限を今しなくていい。こういう答えも出てくるわけなんです。過剰生産だから過剰設備だ、だから過剰設備を削るのだ、こういうことをのよでございまするが、大臣は一体どのような措置をおとりになりましたか。かつて私が質問いたしました折に、谷大使に二回交渉させたというお答えがありました。その交渉の結果はいかが相なりましたか。この問題の答えはやがて自衛をして自分みずからがこの織維設備を制限しても、なおその効果は期することができないといふ結果が生じてくるわけございます。どうですか。

○石橋國務大臣 続けて大使等からはこの問題をアメリカ政府に向って抗議を申し込んでおります。またダレス長官からも——これは新聞にも出ておつたと思いますが、日本の輸出を制限するようなことはしたくない、これは世界的にも非常に不幸なことだという意味の声明をしている。ことにアメリカの政府としては日本の綿布等の輸出について上げつない運動をアメリカ人が起すことは好まない。これを何とか修正しようという努力を続けておられる。私どもとしては、よくおつしやるのであるが、何もこつちで制限をして、アメリカのなすままに、向うの輸入制限については何らの処置も講ぜません。そのためには、いろいろな法律を出したということをございません。だからお話をのように輸出問題もさることながら、日本のことには織布部門における

設備の陳腐化といふものは早く解消して、そうしてどこへ持ち出しても十分な競争力があるような日本の産業にして私は質問いたしました折に、谷大使に二回交渉させたというお答えがありました。

○加藤(清)委員 やがてのことをしているのだといふこと

がわることは確かに必要なことである、こういうふうに考えてやつております。

○加藤(清)委員 アメリカの日貨排斥の思惑を緩和するということが目的のうちの一つにあるということは今まで方々から答弁をされておる。だから私はそんなことを聞いておるのじやないのですか。手を打たれてどういう結果が生じておられますか。こう聞いておる外

のあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。おられたら答弁して下さい。

○吉良説明員 お答え申上げます。

その後政府としていかなる措置をとり、かつまたどういう効果があつたかという御質問でござい李が、この問題につきましては引き続きアメリカ政府

に對しまして善処方の要望を続けておられます。ただ目前のところは何ら大きな効果は出ておりません。将来に

おいてこの努力の効果は現われるものと確信しております。

○加藤(清)委員 将来において現われるのはよくもまあお答えになつたものでございます。かつて十九品目を制限する場合に、私が何がゆえにそういうことをしなければならないかと、去年

の十一月本委員会のみならず、貿易小委員会において再三お尋ねしたのであります。そしたらこれはアメリカの気持

ばかりアーリカに対してもむろん宣伝あるいは抗議等は続けていたさなけれ

ばなりませんが、それにはアメリカの世論を鎮静するためには、日本もこれだけのことをしているのだといふこと

がわることは確かに必要なことであるといふ話だった。ところがその後追い打ちをかけて、あの州もこの州もと

日貨排斥をやつてきたじやございませんか。そういう折に大臣は一体どうしますかといふたら、そんなことはな

りませんといふ答弁をせられた。なつてきましたじゃないですか。とんでもない話なんだ。そんなから頼みで貿易はできないのであって、ワンドラー・ブラウ

スのあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。こう聞いておる外

のあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。おられたら答弁して下さい。

○石橋國務大臣 お答え申上げます。

○石橋國務大臣 これは相手のあることとでありますからそんなに急に効果を、さあきのうがきょうといふようなことを言つても、こんな効果がありましません。

○加藤(清)委員 そんななら聞きますがね。その思惑による自衛の方法といふものをまたぞろ今後追い打ちをかけな

ります。さあつもりですか、この辺でやめるつもりですかといつて、ここあたりでそういう

ことはやめます。しかしながら吉田内閣長官から答弁を聞いておりますと、大臣は形的にお答えになることが大へん

うことはやめます。だから私は

お上手のようござりますし、それを

具体的に聞きます。伸ばす氣もなくて

まだだんだんジリ貧でうしろへ下

るつもりですか。

○石橋國務大臣 ただいまのところこ

の上にお何らかの手を打つ必要はない

と思ひます。ただしこれは秩序ある貿易の増進をやるということが日本自体

としても必要なんでありまして、ただ

むやみに数量だけふやして、そうして

貿易率を悪化するということは不利益だと思います。でありますから、これ

は現に日本の貿易は減つておるかとい

えは減つてはおりません。減つてはお

りませんといふ答弁をせられた。なつてきましたじゃないですか。とんでもない

話なんだ。そんなから頼みで貿易はできないのであって、ワンドラー・ブラウ

スのあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。こう聞いておる外

のあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。おられたら答弁して下さい。

○石橋國務大臣 お答え申上げます。

○石橋國務大臣 これは相手のあることとでありますからそんなに急に効果を、さあきのうがきょうといふような

ことを言つても、こんな効果がありますといふことを申し上げることはで

きません。

○加藤(清)委員 そんななら聞きますがね。その思惑による自衛の方法といふ

ものをまたぞろ今後追い打ちをかけな

ります。さあつもりですか、この辺でやめる

つもりですかといつて、ここあたりでそういう

ことはやめます。しかしながら吉田内閣長官から答弁を聞いておりますと、大臣は形的にお答えになることが大へん

うことはやめます。だから私は

お上手のようござりますし、それを

具体的に聞きます。伸ばす氣もなくて

まだだんだんジリ貧でうしろへ下

るつもりですか。

○石橋國務大臣 ただいまのところこ

の上にお何らかの手を打つ必要はない

と思ひます。ただしこれは秩序ある貿易の増進をやるということが日本自体

としても必要なんでありまして、ただ

むやみに数量だけふやして、そうして

貿易率を悪化するということは不利益

だと思います。でありますから、これ

は現に日本の貿易は減つておるかとい

えは減つてはおりません。減つてはお

りませんといふ答弁をせられた。なつてきましたじゃないですか。とんでもない

話なんだ。そんなから頼みで貿易はできないのであって、ワンドラー・ブラウ

スのあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。こう聞いておる外

のあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。おられたら答弁して下さい。

○石橋國務大臣 お答え申上げます。

○石橋國務大臣 これは相手のあることとでありますからそんなに急に効果を、さあきのうがきょうといふような

ことを言つても、こんな効果がありますといふことを申し上げることはで

きません。

○加藤(清)委員 そんななら聞きますがね。その思惑による自衛の方法といふ

ものをまたぞろ今後追い打ちをかけな

ります。さあつもりですか、この辺でやめる

つもりですかといつて、ここあたりでそういう

ことはやめます。しかしながら吉田内閣長官から答弁を聞いておりますと、大臣は形的にお答えになることが大へん

うことはやめます。だから私は

お上手のようござりますし、それを

具体的に聞きます。伸ばす氣もなくて

まだだんだんジリ貧でうしろへ下

るつもりですか。

○石橋國務大臣 ただいまのところこ

の上にお何らかの手を打つ必要はない

と思ひます。ただしこれは秩序ある貿易の増進をやるということが日本自体

としても必要なんでありまして、ただ

むやみに数量だけふやして、そうして

貿易率を悪化するということは不利益

だと思います。でありますから、これ

は現に日本の貿易は減つておるかとい

えは減つてはおりません。減つてはお

りませんといふ答弁をせられた。なつてきましたんじゃないですか。とんでもない

話なんだ。そんなから頼みで貿易はできないのであって、ワンドラー・ブラウ

スのあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。こう聞いておる外

のあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。おられたら答弁して下さい。

○石橋國務大臣 お答え申上げます。

○石橋國務大臣 これは相手のあることとでありますからそんなに急に効果を、さあきのうがきょうといふような

ことを言つても、こんな効果がありますといふことを申し上げることはで

きません。

○加藤(清)委員 そんななら聞きますがね。その思惑による自衛の方法といふ

ものをまたぞろ今後追い打ちをかけな

ります。さあつもりですか、この辺でやめる

つもりですかといつて、ここあたりでそういう

ことはやめます。しかしながら吉田内閣長官から答弁を聞いておりますと、大臣は形的にお答えになることが大へん

うことはやめます。だから私は

お上手のようござりますし、それを

具体的に聞きます。伸ばす氣もなくて

まだだんだんジリ貧でうしろへ下

るつもりですか。

○石橋國務大臣 ただいまのところこ

の上にお何らかの手を打つ必要はない

と思ひます。ただしこれは秩序ある貿易の増進をやるということが日本自体

としても必要なんでありまして、ただ

むやみに数量だけふやして、そうして

貿易率を悪化するということは不利益

だと思います。でありますから、これ

は現に日本の貿易は減つておるかとい

えは減つてはおりません。減つてはお

りませんといふ答弁をせられた。なつてきましたんじゃないですか。とんでもない

話なんだ。そんなから頼みで貿易はできないのであって、ワンドラー・ブラウ

スのあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。こう聞いておる外

のあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。おられたら答弁して下さい。

○石橋國務大臣 お答え申上げます。

○石橋國務大臣 これは相手のあることとでありますからそんなに急に効果を、さあきのうがきょうといふような

ことを言つても、こんな効果がありますといふことを申し上げることはで

きません。

○加藤(清)委員 そんななら聞きますがね。その思惑による自衛の方法といふ

ものをまたぞろ今後追い打ちをかけな

ります。さあつもりですか、この辺でやめる

つもりですかといつて、ここあたりでそういう

ことはやめます。しかしながら吉田内閣長官から答弁を聞いておりますと、大臣は形的にお答えになることが大へん

うことはやめます。だから私は

お上手のようござりますし、それを

具体的に聞きます。伸ばす氣もなくて

まだだんだんジリ貧でうしろへ下

るつもりですか。

○石橋國務大臣 ただいまのところこ

の上にお何らかの手を打つ必要はない

と思ひます。ただしこれは秩序ある貿易の増進をやるということが日本自体

としても必要なんでありまして、ただ

むやみに数量だけふやして、そうして

貿易率を悪化するということは不利益

だと思います。でありますから、これ

は現に日本の貿易は減つておるかとい

えは減つてはおりません。減つてはお

りませんといふ答弁をせられた。なつてきましたんじゃないですか。とんでもない

話なんだ。そんなから頼みで貿易はできないのであって、ワンドラー・ブラウ

スのあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。こう聞いておる外

のあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。おられたら答弁して下さい。

○石橋國務大臣 お答え申上げます。

○石橋國務大臣 これは相手のあることとでありますからそんなに急に効果を、さあきのうがきょうといふような

ことを言つても、こんな効果がありますといふことを申し上げることはで

きません。

○加藤(清)委員 そんななら聞きますがね。その思惑による自衛の方法といふ

ものをまたぞろ今後追い打ちをかけな

ります。さあつもりですか、この辺でやめる

つもりですかといつて、ここあたりでそういう

ことはやめます。しかしながら吉田内閣長官から答弁を聞いておりますと、大臣は形的にお答えになることが大へん

うことはやめます。だから私は

お上手のようござりますし、それを

具体的に聞きます。伸ばす氣もなくて

まだだんだんジリ貧でうしろへ下

るつもりですか。

○石橋國務大臣 ただいまのところこ

の上にお何らかの手を打つ必要はない

と思ひます。ただしこれは秩序ある貿易の増進をやるということが日本自体

としても必要なんでありまして、ただ

むやみに数量だけふやして、そうして

貿易率を悪化するということは不利益

だと思います。でありますから、これ

は現に日本の貿易は減つておるかとい

えは減つてはおりません。減つてはお

りませんといふ答弁をせられた。なつてきましたんじゃないですか。とんでもない

話なんだ。そんなから頼みで貿易はできないのであって、ワンドラー・ブラウ

スのあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。こう聞いておる外

のあの禁止、日貨排斥の問題について、日本政府としてはその後どのような手を打たれてはどうしておられますか。おられたら答弁して下さい。

○石橋國務大臣 お答え申上げます。

○石橋國務大臣 これは相手のあることとでありますからそんなに急に効果を、さあきのうがきょうといふような

ことを言つても、こんな効果がありますといふことを申し上げることはで

きません。

○加藤(清)委員 そんななら聞きますがね。その思惑による自衛の方法といふ

ものをまたぞろ今後追い打ちをかけな

ります。さあつもりですか、この辺でやめる

つもりですかといつて、ここあたりでそういう

ことはやめます。しかしながら吉田内閣長官から答弁を聞いておりますと、大臣は形的にお答えになることが大へん

うことはやめます。だから私は

お上手のようござりますし、それを

具体的に聞きます。伸ばす氣もなくて

まだだんだんジリ貧でうしろへ下

るつもりですか。

○石橋國務大臣 ただいまのところこ

の上にお何らかの手を打つ必要はない

と思ひます。ただしこれは秩序ある貿易の増進をやるということが日本自体

としても必要なんでありまして、ただ

むやみに数量だけふやして、そうして

貿易率を悪化するということは不利益

だと思います。でありますから、これ

は現に日本の貿易は減つておるかとい

えは減つてはおりません。減つてはお

りませんといふ答弁をせられた。なつてきましたんじゃないですか。とんでもない

しますけれども、「反対」と呼ぶ者あります。しかししながらあなたが現在そういうことを来年まで規制して、その効果をどうしようというのです。もし天下が変わらざりますか。はつきりしてもらいたい。

○石橋國務大臣 来年は野放しでどんどんアメリカへ出しますといふことも言つべき時期ではないのです。そういうことを言うにはそのような覚悟を持たなければならぬ。だからその点はそういう覚悟を持つかどうか……。

○加藤(清)委員 この問題は一札とられておるはずでございます。それは書類でもつて答弁されたのですか、谷大使との会談でござりますか、そのだけを、知つておつても聞いておく。はつきりしておかなければいかぬから……。

○石橋國務大臣 これは外務省から言つたことであつて、私は別に通産省として何ら書類を出しておりませ

ん。

○加藤(清)委員 外務大臣の臨席を要望いたします。——あなた答えられればいいです。責任ある答弁でできます

○吉良説明員 ただいまの御質問の件についてお答えいたします。わが方の

反対運動を少しでもやわらげるためにとつたものであります。建前として

は民間の自発的調整措置ということでお出発しておりますところ、アメリカの業界といましましては、日本の業界の一方的な自衛措置では、日本の一方的

ないといふ不安が潜在的に非常にござ

しますけれども、「反対」と呼ぶ者あります。しかしながらあなたが現在そういうことを来年まで規制して、その効果をどうしようというのです。もし天下が変わらざりますか。はつきりしてもらいたい。

○石橋國務大臣 来年は野放しでどんどんアメリカへ出しますといふことも言つべき時期ではないのです。そういうことを言うにはそのような覚悟を持たなければならぬ。だからその点は

そういう覚悟を持つかどうか……。

○加藤(清)委員 この問題は一札と

られておるはずでございます。それは書

類でもつて答弁されたのですか、谷大

使との会談でござりますか、その点だ

けを、知つておつても聞いておく。

はつきりしておかなければいかぬから……。

○石橋國務大臣 これは外務省から言つたことであつて、私は別に通産

省として何ら書類を出しておりませ

ん。

○加藤(清)委員 外務大臣の臨席を要

望いたします。——あなた答えられ

ればいいです。責任ある答弁でできます

○吉良説明員 ただいまの御質問の件

についてお答えいたします。わが方の

反対運動を少しでもやわらげるために

とつたものであります。建前として

は民間の自発的調整措置ということでお

出発しておりますところ、アメリカの

業界といましましては、日本の業界の

一方的な自衛措置では、日本の一方的

ないといふ不安が潜在的に非常にござ

ります。

○加藤(清)委員 そういう答弁を言わ

れると、私は一日くらいやりたい。

あなたここで答弁なさるときにはんと

いまして、従つてわが方がせつかり実

施しておきましたのにかかわりませ

ず、アメリカの方では輸入制限法を議

会に出すとか、御承知の通りエスケー

プ・クローズを発動するとか、この反

対運動はなかなか根強いものがござい

ます。そこでアメリカ政府の方から、ま

だ日本政府としては先方政府に正式に

通告したものでございませんし、そ

うことで何も言つていなかつたのです

が、あらためてアメリカ政府の方から、

日本がとつておられる調整措置とい

うものはどういうふうな内容のもので

あるか、それからアメリカの業界ではこ

れをいつ変えられるかもしれないとい

うことで不安を持っているのだが、現在

の調整措置の将来について、日本政府

及び業界としてはどういうふうな考え

を持つておるかと、そういう質問を正式の書

類で受け取ることになりましたので、現在

それでわが方としても、先方政府が正

式に書類で問い合わせていることとござ

りますから、業界と諦めまして、業界

の意向としても、アメリカの業界が心

配するように、にわかにこれを一方的

に見える意図もないといふことになります。

アメリカ政府に日本政府を通じて伝達

してもらうことが、現在の情勢から見て

有効であるといふふうなことになりま

したので、こういう業界の意向を政府

がアメリカ政府に取り次いだのでござ

います。そういうふうな経過であります。

○加藤(清)委員 そういう答弁を言わ

れると、私は一日くらいやりたい。

あなたここで答弁なさるときにはんと

いふことを答えて下さい。もつともあ

なたは一部局の専門家でありますか

から、總体のことの見通しが少しきかな

いかもしれませんけれども、アメリカ

に輸出しなくてもいいなどといふばか

なことを考へている業者は一人もおり

ません。そんなばかりなことを考へ

ておるのはおりません。ただ政府の方

からハッパをかけられると、やむなく

それでは縮めましょう、こういうこと

であります。それでは日本政府はアメリ

カ政府、ダレスさんにそれを尋ねられ

たと、いうので、来年のことまでワクを

かけて、今日の輸出管理令はこれで

けつこうでございます、一億五千ヤー

ドで自衛いたします、来年もさようつ

かまつります、こういうことを書類

で、それでもお答えになつたということで

ですが、それだけだつたら、日本政府は

どういうふうに平時ならいろいろ危

険な状態になる、こういう危険な状態

になるときには、これを防ぐために、

こういうふうに平時というか、昔なら非常に危

険な状態になる、こういう危険な状態

になるときには、これを防ぐために、

どういうふうに平時というか、昔なら非常に危



す。そのおかげで輸出をすると損をするのです。で紡績が今選択売りといふことをやつておる。この結果は輸出の糸が払底してしまって、輸出が停滞しているという状況に追い込まれている

他関連の設備についても、同じように一応規制のワクの中におさめていかなければならぬ、しかしあとは運用の妙に相なる、こういうように考えております。

が向いておつた、ところが内地の者が高級品を使うようになつてきた。しかもそれが内地高になつて いるから、何も輸出で苦労せぬでも、内地に回した方がもうけが多い、こう いうことにな

九条の折にも私が言いました。その心配が現実となつて現われてきて、いるのが、今日の状態でござります。織維局なしに通産省が、先刻答弁のような、織維業界をより平和にするために考え

○加藤(清)委員 政府のおやりになつて、いることに、非常に私は矛盾を感じます。それはどういふことかといふのです。うと、第一番が生産過剰、それは設備が多いから設備を制限する、こう言つ

のです。その原因が一体どこにあるか  
といふと、この法律にあるのです。品  
物が余り過ぎてゐる、それは設備が多  
いんだということを書いてみえるが、  
足りり過ぎるんです。だから綿と毛と  
は状況がすっかり違うのです。綿は  
レーバー・ダンピングだと言っている、毛  
の方はそぞじやないのです。それに同  
じような狙い打ちをかけるものだか  
ら、同じようなことをやらせるものだ  
O 加藤(清)委員 そんなとんでもない  
答弁で納得できません。毛糸の隣は何  
紡ですか、スフ紡ですか、スフ紡の隣  
は何紡ですか、綿紡ですか。綿と毛は  
両翼ですよ。まん中だけはそのままに  
してある。何で両わきをかけなければ  
ならぬのですか。スフ紡はやつてもいい  
いといふことになつております、スフ  
紡はひつかつていい、化織紡もそ  
のままですよ。綿と毛は全然違うので

る。だから横浜の港までいった輸出用の毛製品が、あそこから逆に帰ってきて、東京の銀座で売られておる、メイド・イン・イングランドという名前になつて。そういう状況なんですよ。ですから、具体的にそういうようにやうわかつてやらなければならぬ。だから私の考え方からいと、こんな状況下において、毛の効績なんかにこんなワクをかけたら、需給の関係から一そくを値を高くして、機場にとつては、

られた意図と、どちらもは、善意はくみ取りますするが、その方法いかんが一そりこれを混乱に陥れる基になるので申し上げるのであります。そこで一つだけ大臣に承わりたいのですか、大臣、毛製品は足りないのであります。過去の施設が悪かつたから。品質表示法なんというたわけたものを出ししなさるから。ところが綿製品は多過ぎる、こういうことなんです。過剰生産だといふことでございますが、大臣に最後に聞

ながら、それだったら、通産局長もいらっしゃるからおわかりになると思うが、ほんとうに生産過剰だ、こういうことであれば、その生産過剰をとどめるのは、それをセーブする、それにブレークをかけることは、こんな機械設備のところでやる必要はないのですよ。政府が実権を握つていらっしゃるもののが一つある。それは外貨なんですね。外貨を少くしたら一ぺんに減るの

〔鹿野委員長代理退席、委員長着席〕

原料高の製品安に追い打ちをかける、  
こういう結果が生じてくる。だから機  
場の方では、一宮地方ではおれの方だ  
けはごめんしてもらいたいということ  
を理事長以下言つておる。うそじゃあ

○石橋國務大臣　それは過剰か過剰で  
いておきたい。あなたはほんとうにそ  
う思つていらっしゃるのですか、綿製  
品が過剰だと思っていらっしゃるので  
すか。

ですよ。通商局長そудしょう。製品  
が多過ぎる。そうしたら、外貨を減ら  
したら製品は自然に少くなる、外国か  
ら入れておるのでですから。ところが大  
臣、その外貨は、多い多いという綿の

毛糸を同じ扱いにするつもりはありません。過剰設備の処理とか、あるいは絶対的な拡張の禁止とかいうことを決して過剰生産でもない。私はかつて毛糸紡績について考えているわけではございません。今日の国民感情からいへば、純毛、純綿にあこがれておる、そのやうなことはございません。これはよくあること

りません。これは井上君がおるから、  
ようわかつておる。はつきり答弁して  
もらいたい。なぜこれにかけなければ  
ならないか。

ないかということは、さつき加藤君も  
言われたように相対的のものでしか  
ら、需要が伸びれば現在の生産でも過  
剰でないし、需要が減れば生産が減つ

外貨割当もふえているのです。毛がかかるのは足りぬというのだからわからぬ。ところが綿もふえているのです。それは一体どういうことです。そ

絨毛があつて、絨毛の方のカードをふやすということも考えておりませんけれども、しかし梳毛については、今後の需給状況をよく見て、輸出に阻害の入っておりますということをやつたら、一そ.usフが売れなくなります、それは、純毛に走りたいからである、そう言いましたところ、前の織維局長

ておるといふお話をしたが、スフ筋に  
ついても新增設は登録許可制にかける  
わけでござります。ただ賃給等から見  
て、スフ筋は今後の新增設はあり得る

でもまた過剰になりましょう。今の毛と鶴、スフの関係については、局長からお答えいた通り、われわれはとにかくこの法律によって、どの筋續でも必

の買ひ方アーネークであるといふ。ここの  
になれば、あなたたちが幾ら自業をお  
やりになつたとしても、アメリカの同  
じ加工業者から見れば、あれはうそ  
じや、こういうことになつてくるわけ

ないよう人に通用をしていきたい。こういうふうに考えております。  
○加藤(清)委員 しかば、本法案をなぜ毛にまでひっかけるのですか。

だらう。今の毛糸についても毛の繊維  
関係を見て、綿と同じ扱いをいたし  
た。それだけの話です。

要がある場合には規制ができるようになっておりますけれども、取扱いはおのずからそれぞれ専門的な検討をした

です。機械は制限した、輸出はふやかれないと言ふけれども、材料はよけい食うておるじゃないか。その材料を捨ててしまえば別ですよ。それを加工する手間もかかる。だから、私はもう少し

○小室販売店員 潮見部屋の仕事として、大体いかなる織機でも糸継ぎで見る。よるな関係に各種の紡績設備がなつておりますので、綿紡だけを押えるといふことではなくて、スル紡、毛紡その他の新機を見ても、ことしの冬の秋ものは高級品ということになつておる。まじりものはあまり作らぬことになる。作らぬということは、売れぬことなのですよ。今まで輸出に高級品

○加藤(清)委員 急げということです  
ざいまするから、委員長に協力をいた  
しまして結論を急ぎますが、品質表示  
法の折にも言いました。それから二十二

上へやるものでありますから、従心臓の  
ような、特に毛が不足の場合にさらには  
その不足をひどくするようなことは絶  
対にやることはない、かようにお答え  
していいと思ひます。

でしょ、余分に置かれ、製品は余分に置かれ、  
にできます。なぜこういう矛盾したこ  
とをおやりになるんですか。私は不思  
議でかなわない。どういうわけですか  
か、大臣。

○石橋國務大臣 われわれは糸の供給をしいて減らそと、いうことは考えておりません。従つて紡績織糸の方におきましても、需給の状況に応じては、外貨の割当をふやすこともあり得るわけであります。それから機械の設備の登録とか規制とかいうものは、なるほど輸出の問題が大きい。過剰設備を減らして過当競争を減らすということに大いなるねらいはむろんあるのござりますが、同時に日本の紡績業ものの質をよくしよう。先ほど加藤君から言われたように、日本の、ことに織布面においては確かに過剰設備もあり、それからその設備が非常に古く、陳腐化しておる、こういうものの改良が一つの大いなるねらいになつておるわけでありますから、必ずしも供給だけ減らせばそれでよろしい、こう考えておるわけではありません。

内需といふらうものに相当観点を置いて、両方を見てやる、両方がふえるようになります。  
○加藤(通)委員 それでは、これがほんとうの最後でござります。今までいろいろ御質問を申し上げましたが、その意図するところはほかでもございません。ほんとうにあなたたちの目的と私の目的とは一致しております。目的だけは、国内の織維産業を安定させさせて、そうしてこの産業の上に国家経済を安定させる。織維産業はあくまで日本産業の中心である、私はこう考えておるのであります。その中心を安定させることは、やがて日本の経済を安定させるものである、そら考えておりますが、最後に、このことが行われることによつて、業界といふものは生きておりますのである。大臣御承知の通り、どういふふうにでもぶくれたりへこんだりするものでござります。そこですでに本法案が上程され、審議されるという話だつたが、そんなことは逆になりますよと言つたと同じような、目的とは逆な結果が生じてきておる。つまり毛の方においては内地高の選択売りが行わるために輸出ができない。それからもう一つは、このおかげで綿の畑にいきますと柄物の輸出が非常に困難になります。その理由はやめます。もう一つは綿の方でもそうですが、糸の選択買ひができるないために、輸出しようとしているもの、すなわち商社から指定されたスタイルのものができにくく、状況に追いつかれておるのでございます。あえて私は毛に一例をとつたので

ござりますが、等々、柄物輸出には非常な困難な点が生じてきておるのでござります。もう一点、この法律が通つて、機械産業が大臣のような抽象論だけ、念願だけで事が済んだとなりますと、機械産業は縮小されるだけでなく、その結果機械の輸出が非常にできにくくなる。日進月歩のこの時代に、研究部門も経済単位にならないために削減していくかなければならない。それと、機械が数多く出ればコストが安くつきますが、数少になりますと単位のコストが高くなるということは、何も自動車産業だけのことではございません。織維産業でも同じことでござります。コストは高くなるわ、おまけに研究は進まないわということになりますと、およそ金属機械の輸出の中で優位を占めて参りました機械産業が、これからは下落の一途をたどる結果になります。やがては内地の必要な機械まで外国に仰がなければならぬということになりますので、田中君が言われましたように、機械の輸入だけはごめんしてくれ、こういう論が出てくるわけでございます。等々あなたの一枚看板である輸出拡大、拡大均衡に大きな影を宿している。これを事前に除去する策を講じない限りにおいては、この法律をせつかく作つても、書のみ多くして効果が少かつたといふ結果に終ることを憂うるものでござります。これから生ずる直接被害者である機械産業、下請企業、労働者等のことは、すでに再三述べられましたので、私はきょうは申しますが、それ以外にも、今私が申し述べましたような大きな悪影響を宿しているものであります。賢明なる大臣は、この点に思いをいたされまし

○神田委員長　この際帆足計君より中共との貿易問題並びに中共において開催される予定の日本見本市の問題について質疑をいたしたいとの申し出がありまます。これを許します。帆足計君。

○帆足委員　時間も移りましたので要點だけ御質問いたします。ことになりまして電気誘導弾が歴史の舞台に登場いたしまして、防衛基地とか、攻撃基地とかいろいろな軍事的な概念にもなんだん変化が出て参り始めておるようです。水爆と電気誘導弾と相待ちまして、もはや人類は戦争の手段に訴えることができない段階で、私は歴史を長い目で見るならば、これは人類の夜明け、世界平和の前夜であろうと思つております。世界が平和に進んでいくとすれば、結局万国は再び貿易によつて、万国通商によつて生きるべき道を探さねばならぬわけで、武力とか領土の侵略とかいうようなものが世界から消えていくことは敗戦国の日本にとつては、またことに有利な条件であると思ひます。従いまして力の外交よりも平和の外交、そしてその経済的帰結としては貿易政策に島国日本としては全力を注がねばならぬのですが、私は石橋通産大臣はこの問題に対し前から見直しを持っておられたように拝察いたしましたが、歴代の内閣がこの問題について先見を持っていなかつたといふことはきわめて遺憾であつて、特に前の外務大臣の岡崎さんのことき愚物に數年も外父をあざめて、ことううこ

は、日本民族として取り返しのつかない失敗を犯す。私はこういうふうに考えまして、五年前に中国、ソ連との貿易の準備に着手した方がよからう、戦争になるのだと思ふ。あれば、その仮想敵国と貿易をするといふことは利敵行為だといって一部の人々に非難されることもあるが、世間が全体として平和でいくことが必然の道であるとすれば、まだ世人の気のへかないうちに心ある者たちが語り合って貿易への準備を進めることが必要であると考えまして、当時世界経済懸念会といふものができましたが、そのときに石橋通産大臣は積極的に参加して下さいまして、そして世界のすべての国との貿易の必要ということについて理解を示されましたことは記憶の新下さいます。最近に至りましたことをたなところでございます。ましてこの風潮はますます大きくなりまして、二十日の新聞ですが、ロンドンのドーフリンガーという新聞記者の電報によれば、これはロンドン歐州銀行局発となっておりますが、英國が中國との貿易に対して積極的に乗り出してきた。そしてこれに書いておりますことは、英國はアメリカとの間に意団の一一致を待たずして、もうしごれをきらして、中共との貿易を独自の方針で開拓するために、例外条項というものを活用して輸出の方針をきめた。あとでアメリカその他列国にただ通告すれば事足りるという態度で押し切らうとしておる。フランスもこれに共鳴し、各國も続々とそのあとを追うであります。そういう記事が出ております。それで今後五ヵ年計画、二回の五ヵ年計画で百五十万台のトラクターを、中国の需要に手した方がよからう、戦争になるのだと思ふ。あれば、その仮想敵国と貿易をするといふことは利敵行為だといって一部の人々に非難されることもあるが、世間

ドルほどの金額のものを中国に輸出するようになったと言われております。この新聞記事によりますと、中国委員会に参加しておる、すなわちヨコム及びチノコムに参加しておる各国に対し、その場合にその輸出する権限は自国の意思で輸出し得るのであつて、委員会はこれに対して單に関心を寄せるという態度を示すだけである。従つて原則的には各國がそれだけ貿易に關する自主権を持つてゐるわけであるから、イギリスとしては輸出したい禁輸品を中共に売るのに何の気がねも要らないことになる。しかしイギリスはただ穏当な範囲にこれを制限するよう、自主的な注意は払うけれども、一々アメリカの許可を求める必要はないものと解釈するという意味のことが出ておるのをございまます。

そこでお尋ねいたしたいのですが、外務省並びに通産省におきましては、最近の英國とソ連との貿易協定並びに英國の中國市場に対する最近の政策などを詳細にお調べになり、また情報を御入手になられたかどうか。それからアメリカとの協議を待たずして、たゞ自分の意思を関係国に通達すれば事足りると書いてあります。が、こういふうな情報は一体どういう意味を持つのであるか、そのことにつきまして、事務的な問題は局長から、政治的な問題は大臣からお答えを願いたいと思いま

せたいと思いますが、なるほど中共に  
対する貿易については、いろいろな動  
きが最近あることは事実であります。  
アメリカあたりの態度も、一時から見  
るとかなり變つておるかにも推察でき  
ますが、しかしながら今のところで直  
ちに今読み上げられた新聞記事のよう  
に英國やフランスが行動するかどうか  
ということはまだはつきりいたしませ  
ん。それから日本は日本として、これ  
はアメリカに一々許可を要けるという  
ことよりは、ココムの問題であります  
しょうが、ココムといふものの協定、あ  
の機関をどうするかということになる  
うかと思いますが、日本としてはただ  
いまのことこゝ、ココムの申し立てにつ  
いてはやはりできるだけ十分これを尊  
重し、また各国の意向も参照しまし  
て、そして日本の中共その他に対する  
貿易については、できるだけ各国にお  
くれないようには行動したいと準備は  
常にいたしております。

○帆足委員 外務省に入りました  
情報によりますと、ココムから許可を  
受けたそうです。

○板垣政府委員 私はこれはきわめて重大  
な問題であつて、中國の農業五ヵ年計  
画の要綱はたしかことしの二月ごろ発  
表されておりますが、あの四百余州を  
駆逐するほどの大きな変化、農業機械  
化の問題が今や始まろうとしておりま  
すが、これに対しても早くも英國が適切  
な措置を行なつた。かかるにわが国は  
わざかばかりの木造船を中國に輸出し  
よう、木で作った船を輸出しようとい

うのが、うわさに聞きますと許可にならないらしいことです。鉄で作つたところの、激しい馬力を持つてゐるところのトラクターが許可になつて、そして木で作つた木造船の方は許可にならない、まことに不合理なよう思ひますが、その辺の事情はどのようになつておりますか。また政府当局はどのようにお考えでしようか。

○板垣政府委員 太造船につきましては、実は政府といしましても昨年以来コヨムに対しいろいろと説明をして緩和方について努力をして参つたわけありますが、戦略性の見地からいまだ許可を得るに至つておりません。トラクターの方は許可になつておる。しかしながらこれは、われわれの方の解釈は別といたしまして、一応コヨム諸国の解釈によれば、今度許可されましたトラクターは車輪つきでありますのでブルドーザーのような使用にたえない、従つて戦略性は比較的薄いといふようなことで許可になつておるようございます。木造船につきましてはお話をどのように、われわれの方から見れば、戦略性が薄いではないかという議論が立つと思ひますけれども、コヨムの大多数の国におきましては、木造船はアンチマグネットイックという形で從来から非常に戦略性が高いという関係になつております。そういうふうな関係で、われわれの努力にもかかわらずまだ許可を取りつけるまでには至つていない状況であります。

○帆足委員 私はコヨムの委員には大した人物が委員になつていなかつたらと思ひますが、今日ソ連に水爆、電気誘導弾、超音ジェット機が大量生産されておりますときに、木造船がわざわざかば

かり中国に輸出されることが戦略的にいいか悪いなどを論議している、その文化水準の低さ、その常識の低さといふものは驚くべきものではないかと思うのです。共産圏の中でボーランド、チエコスロバキアも相当の鉄を作っておりますし軍需品も作っております。ソ連は今では説導弾においてはアメリカをしのぐほどの生産もしております。そういう国からどしどし無制限に軍需品が入るときには、日本のようならちっぽけな国からわざわざばかりの船とか自動車を出すのに、それが戦略物資であるとかないとか論議していることはまさに滑稽であつて、私はそういうことを言っておるのじゃなくて、アメリカが中国と自分が貿易できないものだから、ほかの国に貿易をさせたくないというようなことにも客観的には変つてしまつていて、五年前ならばそういう論議も多少論理性を持つたと思うのですが、今日では私はまことに滑稽なことだと思うのです。現にチエコスロバキアあたりからは、エジプトあたりにどんどん軍需品を輸出している。すなはちココムの禁輸品をソ連、東欧諸国が遂に自由主義諸国に輸出しているときに、こういう論議を行われるということは、まことに時代錯誤もはなはだし。しかしそのことをこの委員会でわめいてみたところでは仕方のないことでありますから、私は原水爆を受けた国、そして原子力の観点から、あるいはジェット機、電気誘導弾の観点から世界を考え得る立場に立っている皆さんとしては特に政府としてはもう少し高邁な立場から発言権を強力行使する必要がある。大体外務省などといふものが見通しを持つてないからこそ

河野さんがモスクワに行きました、どうやら両国間の話のきっかけをきめてきました。そのときに河野農林大臣が言ふことは、ロシャの事情もわからぬような連中が、時代感覚で十年ずれているような連中が何を言つたところでそれは何の役にも立たないと言つておる。しかしソ連の実情や中国の実情がわからないといふのは、外務省の愚物どもが不當に旅券を出さないで、そして見せないようにして、見ざる、聞かざる、言わざるというようなやり方をしておつたから、こういうことになつた。私は外務省といふものはまことに罪深き役所だと思います。罪深いといふのは、日本国民に罪が深いというだけではなくて、知的教養において非常に欠くるところのある点でもつと勉強してもらわねばならぬと思います。

そこでお詫びしますが、ココムの担当官は、英國は二十人おる、米國は三十人おる、西獨は十六人おる。しかるに日本の代表は五人しかいない、こう言われております。そこでこういう問題が起つてもとかく立ちあぐねになるのではないか。またパリからロンドンまではすぐ電話がかかるといふ点でも、これは通産大臣の意思によつたことではないですけれども、結局外務省が愚昧であるために、こういう問題について從来努力が足りなかつたことは周知の事実であつて、また努力をすればアメリカの大使館にいらまれるから努力しない方がいいといふのは当りまえでしょ。かつて岡崎外務大臣のもとで働いていたのでは何もできない

りますけれども、現在一休日本の代表は何人コムにいるのでしょうか、またどの程度の学識教養のある人がおるのよしょとか、一つ御説明願いたいと思います。

○西山説明員　お答えします。各國の代表の数等についてお話をございまして、日本の代表がどれくらいいるかといふ御質問でござりますが、この種の數は公開の席上で申し上げないことになっておりますので、御了承願いたいと思います。ただ私どもとしましては、参事官、一等書記官級の者を常駐の代表者として接触させておるという事を申し上げることで御了承願いたいと思ひます。

○帆足委員　このコムの委員またはそこへ出ている人の数をすら言わないというのは、陰でこそ何か悪いことでもしているのですか。どういう理由でそういうことになつてているのですか。またなぜそういうことをあなた方は了承しているのですか。これは天下公知のことだから、こういう人間が出ておるといふことを公表してもよさそうなものだと思うけれども、どういうことでもそういうことになつたのでしょうか。またそれに対して抗議をされたことがあるかどうか。

○西山説明員　お答えします。コムの会議の内容につきましては、一般に公表しない趣前になつておりますので、その方針で進んでおるわけございまして、また何人出席しておるということを発表いたしましても、積極的な意味はないと考えております。

○帆足委員　積極的な意味はない、そりいはばかなことをだれが考へておる

○西山説明員 政府といたしましてそのように発表しない意前をとつておるわけでございまして、数の問題よりも、しおつちゅう本国と連絡をとつておりますて、ココムの審議におきましては遺憾なきを期しておる次第でござります。

○帆足委員 務務的なこと以外に事務官の方にお尋ねしても仕方がありませんけれども、チソコムというのがありますが、これはまた別の委員会ですか。同じ委員会で、同じメンバーがか。やっておりますか、ちょっとその点を承わりたい。

○西山説明員 チソコムと申しますのは、チャイナ、コミティの略称でございまして、通常中共関係の審議につきましてはチソコムが担当するわけだな

ざいますが、事実上ココムもチソコムも同じ代表によつて討議されておりま

すので、通常ココムといいましても、中共関係につきましてはチソコムも同様に考えられておるわけでございま

す。

○帆足委員 中国との貿易、すなわちチソコムの問題になりますと、日本と中国との関係は、過去においてイギリスとインドとの関係のように密接な関係があつたので、日本は一番深い利害関係国でありますから、対等の資格で、委員の数なども大体同じで論議するくらいでなければならぬのじやないかと私は思いますが、こういう点においても、過去の外務省の政策も、それから今日の重光さんの政策も鳩山さんの線に沿っていいわけですけれども、

事務をとられている方にこそ、いろいろなことをここでやかましく書つてみたところで、自己満足でつまらないことでありますから、あまりぎやあぎやあ申しません。しかしまことに私どもは遺憾である。やはり外交の本質は經濟外交である。外交の基礎になるものは經濟外交ですから、もう少し強く外交の面にも通産大臣として発言していただきたいとわれわれは希望する次第です。

ところでそれと連関いたしまして、今度は中国との貿易の問題で、通商長官が一昨日新聞記者にお話になつたので、商務駐在員の問題についてのでは、中國からの商務駐在員を一定の限界においては認めてよいという御発言がありました。今日までの政府は、中国の問題についての報道は、中国から商務駐在員を一定の限界においては認めてよいという御発言であります。

○板垣政府委員 新聞に出ましたのは、少し貴黨の表現が正確ではございませんでしたが、通産省の考え方といつたしましては、商人ベース、個人、民間人のベースならば交換してもいいではないか、輸出入組合なり、そういうところの者が北京に行きまして常駐するということは、両国間の國交なり商議を促進する上において非常に便利ではないか、こう思つております。ただそれを交換することについては、國交未回復の國でござりますので、その資格なり権限なりをどうするかといふようなことで自然いろいろな問題が起きるのではないか、こう思つております。それを交換することについて、外務省といたしまして、全般的外交方針の見地から決定さるべきことと思ひますので、今お話しの新聞の私の見解は、別に政府の

○帆足委員 その問題につきまして昨年末中國側から提案があつたので十分が、たとえば、相互に見本市を開くこと、見本市の事務局のようなものを—見本市といらむのは民間の性格のものですから、そういう事務局のようなものをお互いに常駐してはどうであろうというのです。これは大体において今通商局長の御意見に沿うような趣のことだと田中ですが、昨年末の中國と日本との民間同士の書面のやりとりの際にそんじてはどこも問題に上つたのでありますけれども、考慮の余地がありましょよけれども、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○板垣政府委員 この点については、外務省とともに十分には打ち合せておりませんので、至急検討していくたいと思っております。

○帆足委員 現在ソ連の駐在員が日本におりまして、事実上の問題として、これも何かと連絡に役に立っているだけです。現にそういう例があるわけですから、当然通商局長のただいまの御見解の線に沿うて可能なことのよろづ私は思いますが、その場合に、住居をひ人身の不可侵ということは確保されるものと考えてよいでしょうか。

○西山説明員 お答えします。私は直接その箇の責任者でございませんので、即答いたしがねますが、通常の民間ベースでもし入ることができるよくなりました場合には、そのような意味で、当然通常与えられている待遇は保されると思いますが、現実に具体的な場合といたしまして、どのようなな

遇か、その辺のことなどつきましては、十分検討した結果を私承知しておません。

○帆足委員 御承知のように昨年の一月に、民間で中國側と貿易協定を結まして、その大綱については鳩山総理も賛成であるといふ御意見を伺つたのです。そのときに相互に商務駐在員置こうということと、それから直接支払い協定を結ぼうということを約し、今後の具体策については相談することになりました。御承認の通りのことになりますから、一つ産省においては、いろいろな角度からこの問題を御検討願いたいと思ひます。そしてお尋ねに参りましたときも、技術的な諸問題についてお答えができるように御準備をしておいていただきたい。と申しますのは、英國はすでに中國を承認いたしておりますけれども、エジプトも最近中國承認ということになりましたし、またフランスも今ソ連に使節が参つておりますが、國にも使節を出しまして、そして民の貿易協定に対してこれを援助する勢を政府としてとつておりますし、ラシス銀行と中國銀行との間に口座設けまして、貿易取引を容易にするな措置を行なつておるということですが、それも御研究になつたかどうか、ただいまのところ何かお考えがりましたら伺つておきたいと思ひます。

○板垣政府委員 民間ベースの駐在の交換の問題、それから支払い協定問題につきましては、引き続き今ま検討しておりましたが、今後も検討たいと思います。ことに今お尋ねの払い協定の問題につきましては、研

究支しでの員、まあうでよをフ態間中はうれすたがにまら通知る東のをの理び五　りま

中でござりますが、おそらくこれは外務省の関係できめてもわななければいけぬと思います。政府間の協定といふような形はおそらくむずかしいと思ひますが、何らか今お尋ねのような趣旨を実現するような方向でもつて、事実上、皆様と貢献して、二二〇、二二一、二二二

○帆足委員　これは専門家の意見を聞  
かず。

きめまして、政府と政府との間の直接の協定でなくとも、両国の通貨の支払い決済のために、技術的に適切な措置がとれるという意見が多いようですから、一つ至急大臣者同士とも相談して

準備をお進め願いたいと思います。日  
中貿易促進決議が一ヶ月前に衆議院を  
賛成一一致で通過してあるところで十分か

ら……。私は通産省当局には始終御接触しておりますし、御熱意をもつて努力して下さっておりますけれども、大

蔵省や特に外務省においては従来態度が消極的であつたと思うのです。これほどだれでも否定することができない事

実であつて、外務省という場所は全く先見の明のないところで、腹のきまつてないところでありますから、仕方の

ないことでしようが、国会の決議がすでになされておることでありますから、一つ外務省当局もより少し積極的

に、そして時間の問題も考えて、事務的に事を急いでいただきたいと思うのです。そうでありますんと、第四次貿易協定が中国との間に今審議が治まら

易筋鏡が口伝との間で今看護がおこなは  
うしておりますから、それにどうし  
ても間に合わなくてはなりませんの  
で、一つ御研究を急いでいただきたい

それからその次に、ことしの秋、上海、北京で日本商品の見本市が開かれ

務省の事務当局でも非常に御努力下さって、なかなか困難だといわれていたコム禁輸商品の相当部分が展示を許されるということになつたそうでありまして、これで見本市は正式に成立するようになつた次第であります。御同慶の至りであります。その辺の事情を要点だけ一つ御説明願いたいと存ります。

○板垣政府委員 この秋開かれまする中共における見本市に対しまして、從来禁輸品になつておるものも出したいという要望が非常に主催者の方からありましたので、政府としても持ち帰りを条件として何とかこの希望を達したまゝということです。実はコム等におきまして非常な努力をいたしましたのでござります。当初はなかなかむずかしいと思つたのですが、しかしコムにおきましても大多数の国それぞれ意見が違いまして、統一的な基準はできなかつたわけでございますが、大多数の意見の国の中で、この範囲ならば、あるいはこういう条件ならばよからうという線が大体推定がつきましたので、日本の政府といたしましては、コムを構成いたしております大多数の国の意見を尊重いたして、この際持ち帰りを厳重に条件といたしまして、禁輸品を一部出品させることを許可しようということになりました。その適当な範囲で当つてみますと、大体今業者の方から、こういふものを見本市に展示したいという、いろいろな品物の七十%近くはカバーできるということになつておる次第でござります。

○帆足委員 こういうことの相談はパリのコム委員会で相談するのです

か、それともアメリカの国務省なり大使館の方に先に内意を伺つてやるようになるのですか。事務手続並びに実力関係はどういうことになつてきまるのでございましょう。

○板垣政府委員 もちろんこういう中共に対する輸出の問題は、パリのココムにおいて議論をしたわけであります。ただアメリカ関係は、特別な日米関係にかんがみまして、一応の相談はいたしましたが、アメリカへ特に相談をしなくてはならぬという義務があるわけではありません。

○帆足委員 それできまりましたことは、たとえば発表しにくいことでありますればまた別でございますが、何か個条書にでもして、こういうリストの第何条と何条についてはいいとか、第何項については都合が悪いとかいうようなことですか。発表して差しつかえのない範囲においてどういうきまり方をしたのか。われわれに理解しやすいように一つ御説明を願いたい。

○板垣政府委員 今申し上げましたように、これはココムにおきましても、日本が中共に輸出品を出していいといふ承認があつたわけではございませんので、日本政府の独自の決定でやつておるわけであります。従いまして日本政府の品物を選定する基準といたしましては、ココムにおける論議を通じまして大多数の国が、この辺ならばいいだろうといふ基準が大体わからましたので、それでやるわけでございます。しかし具体的な基準をこの公けの席上で申し上げますことは、ココムのいろいろな基準問題に触れますので、ちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○帆足委員 そういうことでしたるから……。非常に骨折りの結果だと思いますが、私は卒然としてこの問題を見まして、一人の平均的教養のある市民として見ます場合、多少輸出といふことと展覽会ということとが、やはり委員会などにおいても、概意の上で湜同されておるのじやないかという氣もいたします。というのは直接の軍需品でなくして、こういう建設資材について、その事情を知るといふことは、直接貿易とは関係がないわけです。商行会ではないわけです。従つてそのことは、アメリカにおけるソ連の商務官でも、また共産圏の國の商務官は世界各国におりますが、そういう人たちには、各國の展覽会を自分で見ることができるわけです。そういうものがたまたま上海、北京で開かれるというだけのことであつて、技術の専門家は、今日世界各國どこでも行けるわけですから、この商品陳列所でそれを見ることができわけです。そればかりでなくして、現在まだ困難だといわれておる電子顕微鏡とかテレビなどといふものは、モスクワに行けば幾らでも見せてもらひきができるし、技術も音写真もあるからん公開されているわけです。チエコスロバキアでも同じであります。

キア、ソ連が無条件に大量に支給し得る余剰能力を持つておるので。ロシアでは百数十万の陸上部隊を今度減らそうという、そうすると直ちに兵器の余剰を生ずるわけですから、今さらそういうことを言うことも時代錯誤のこととござります。その上、展覧会といふものは物を見せる会であります。今日ユネスコなどでも技術の交流をやっておる。一番機密に属する原子力の技術の交流、展覧会をジュネーヴでやつて、共産陣営も資本主義陣営も最高の機密を握っている学者、技術者がその展覧会に出席している。そういうときに日本のちやちな顯微鏡やテレビくらいを上海で見せることがいけないなんという感覚が、花の都のパリで発生するといふのは一体どこから来たことか、私どもには全く理解できないことです。小学校のころより家のおばあさんから、お前屈屈ばかり言うけれども、世の中は理屈通りではないよといふことをよく聞かされました。高等学校のときも学生課に呼ばれて、よく世の中は理屈通りいかぬから、帆足君もう少し君も人生を信してみたらどうかといふくだらぬ忠言を俗物の学生課長から言わされました。今日私は、閣僚の一人としての石橋さんから通産行政でそういうことを聞かされるのではどうも困ると思うのです。もちろんそう言つたところで、なかなか思い通りにならないでしよう。しかし国会で説明し得る程度の根拠がなければちょっと困難だと私は思う。従つて私どものようなきわめて常識的な市民、政治家が理解し得ないようなことがココムで行われているといふことは、これはココムを一押しすれば、もう

が通るということにもなるのではないか。これはいかに通産省の実際に当っている皆様ががんばつても——先ほど外務省は勉強が足りないのです。時代おくれです。英語の勉強だけしても仕方のないこと、学生時代に哲学でも經濟原論でもしつかり勉強していないからそういうことになる。私は外交官試験の試験の仕方から奕えなければ直らぬのではないかと思います。そこでなるべく政府が御努力になつて、困難なことはさぞかし困難であろうと思うのですけれども、しかし普通の文明人の常識で理解しがたいようなことが、外交や通商經濟政策の上で行われることを国会議員が黙つているわけに参りませんからあえて言うのですが、全く非常識もほどがあると私は思うのです。輸出制限の方はまだ仕方がない、まだ多少の、尾懸骨ほどの理屈が残つておりますが、展覧会がいけないなら、それなら一体何のためにジーネーヴで原子力展覧会を開いたのか。原子力展覧会を開かせておきながら、日本のテレビを持つついて見せるくらいのことがいけないと。それも御無理ごもつともと言つて、石橋さんはどの方が下つてこられるということは、どうしても私は論理的に納得できません。あえてこれは通産大臣の御答弁をわざわざしたいのですが、先日このことは池田副幹事長にも言いました。それで池田君も、それは僕も同意見だと言つておりました。従いまして第一段階で成功いたしましたから、こ

れはわれらひとしくその労をねぎらうべきものでありますけれども、そういうチラシなどといふものは展覧会にぎやかにするために必要な余興のようなものであります。そういうものがいけないなどといふ感覚はどこから出たか。私は、外務省の代表にもう少し気骨があり弁の立つのがおって、たとえばわれわれをしてフランス語を熟達せしめたようなのがおって、ちやちやくちやらにやつけてしまえば返す言葉もないと思ひます。非常識の程度があまり極端でありますけれども、他にもそういう品目があるかもしれません。大へん御苦勞でありますけれども、他にもそういう品目があると思いますから御研究していただきたいのです。これは政治問題ですかね、通商大臣の御感想を一つ聞きたいと思います。

をついたらよからうといふことを二人で熟慮いたしました。そのときに、石橋さんは氣骨のある方だといわれておったのに、どうも大臣になつてから少し軟弱になつて多少軟弱外交の傾向がある、この点を一つ警告を發しようとやないかということで意見を一致させたのですが、幸いにして不信任案など出さないで済んだわけであります。私はただいまの御回答を承わつてどうも満足であります。もう少しやれると思ったのです。きまつた範囲でやるうとおっしゃらずに、きまつたことでは一応やるけれども、あとの問題でそちらいうのはだしく保障の起るような今度のテレビの問題などは、展覧会にはまことにふさわしいアクセサリーであるので、そういうことはもう少し研究しようというふうにしていただきたいと思います。

て、また広東からはるばる北京まで行くとか上海まで行くとかいうようなむだをしないで済みます。現在日本船はほとんど毎週ひつきりなしに上海、天津の港を往復しておるわけですから、そのくらいの便宜は展覧会会期中に開いていただけはけつこうだと思いますが、この問題についてはまたもや外務省がおそらくなかなか承認せぬのじゃないかと思います。しかし展覧会のとき専門家が行かなければ展覧会の効果は非常に薄いと思うのです。従いまして展覧会の会期中だけ遊覧船を回すよなことを考えていただきらうどかと思ひますが、一応通産大臣のお耳に入れて、さらに具体的な案はあらため民間から提出するでしょけれども、公式の委員会の席で通産大臣の御理解を得ておきたいと思うのです。御回答願えますれば幸いでござります。

すと、通産省ではこれに対し非常に御理解を示されまして、予算をおきめ下さったそうですが、私どもはそのほかに――時間がありませんから一緒に述べておきますと、予想される補助金では多少足らないと思うのです。これは中国という大きな市場を相手の展覧会ですし、会場がソ連の機械展覧会が行われた場所ですから、相当りっぱにやらないと恥かしいと思うのです。幸いにココム制限品の展示も許されましたので、私どもほつとしました。もしそれが許されないで、クラゲとか、ナマコとか、腰巻きとか、ズロースとか並んだらどうしようと思つて、团长の宿谷さんも神經衰弱症になるんじやないかと思つてしましたら、やつとこれで展覧会を成立するに至りましたし、御同慶の至りですが、通産省の補助金だけでは足らないと思うのです。従いまして、今後は大蔵省当局とわれわれ折衝して、予備金からあと二、三千万円でも支出していただかねばならぬと思つておりますが、その節は通産省当局からも側面からお口添えなり、御協力も御理解もいただきたいと思っておる次第ですが、助成金のいききつにつきましてお答えを願いたいと思います。

せつかく展覧会をする限りはなるべく成功するようにいたしたいと思いま

す。

○帆足委員 結局、一ヵ月前に日中貿易促進決議案というものが衆議院を満場一致通過しておるということを御確認願いたいと思うのです。与党の方々も、国民への体裁上、決議案には満場一致賛成したけれども、実施においては消極的というのでは、これは民主政治のルールに対して相済まぬと思うのです。いやしくも一つの決議案が国会を満場一致で通過した以上、これは国民の最高の意思ですから、それに沿うて、効果が表われた、他の政策よりも重点が置かれたという証拠が上ののがほんとうだと思うのです。そういう点につきまして、せつかくの御努力でありますけれども、政府全体としての動きはまだ非常に不満足なこと御承知の通りでありますので、一つ——日本は世界のどこの国とも貿易をふやすねばなりません。単に中国だけが必要なわけではありませんけれども、隣邦中國はその中で一番大きな潜在市場でありますから、一段と大臣並びに局長の御理解をお願いいたしまして、質問を終ります。

○神田委員長 本日はこの程度にとどめます。次会は明二十二日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後五時五分散会

昭和三十一年五月二十八日印刷

昭和三十一年五月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局